

令和3年度委託訓練に係る企画提案再募集要領

本募集要領は、福島県（福島県立テクノアカデミー浜）が実施する令和3年度委託訓練の実施にあたり、民間教育訓練機関等から訓練実施に係る企画提案書の提出を求め、最も優れた企画提案を行った者を委託先候補者として選定し、訓練の実施が確定した後契約することとする。

1 募集する職業訓練

- (1) 離職者等再就職訓練事業における職業訓練（知識等習得コース）
又は（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
- (2) 離職者等再就職訓練事業における職業訓練（日本版デュアルシステムコース）
- (3) 障がい者委託訓練事業における職業訓練（知識・技能習得訓練コース）

募集する職業訓練の訓練科名、実施場所、訓練定員については、[資料No.2](#)「令和3年度委託訓練再募集計画」（以下「訓練計画」という。）のとおりとする。

なお、障がい者委託訓練事業（知識・技能習得訓練コース）の訓練は、訓練期間が年度をまたぐ訓練を除く（1）離職者等再就職訓練事業における職業訓練（知識等習得コース）（知識等習得コース（託児サービス付加コース））、の各コースに対して受講申込みがあり受講が決定した場合、当該訓練コースの定員に1～2名程度含め、併せて実施する。

※国は、託児サービス付きの職業訓練を積極的に計画、実施することとしているため、（1）の（託児サービス付加コース）については、託児サービスを提供できる事業所が受託したコースにおいて、託児サービスを利用する訓練生が出た場合に当該コースで契約することとする。参照とする契約書（案）は[資料7-2](#)を用いる。

※（1）のうち訓練期間が年度をまたぐ訓練は、参照とする契約書（案）は[資料7-3](#)を用いること。

2 実施主体

福島県（福島県立テクノアカデミー浜）

3 職業訓練の目的及び業務内容

- (1) 実施する職業訓練において、訓練受講生全員が、職業訓練を受講したことにより、就職することに必要な知識・技能を習得し、就職することを目的とする。
- (2) 業務内容は、[資料No.3](#)「令和3年度委託訓練の業務内容について（再募集）」のとおりとする。

4 参加資格（要件）等

別紙「令和3年度委託訓練受託参加資格要件」のとおり

5 企画提案に関する質問について

- (1) 質問書の受付期限、提出場所及び方法
企画提案に関する質問がある場合、別紙質問書（様式1）を用い、令和3年3月1日（月）15時まで福島県立テクノアカデミー浜宛にFAX（0244-26-1

550)又は電子メール(hama-ta@pref.fukushima.lg.jp)により提出すること。
なお、送信後は、必ず電話により送信確認を行うこと。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和3年3月3日(金)までに、別紙質問回答書(様式2)を福島県立テクノアカデミー浜のホームページ([https://www. tc-hama.ac.jp/](https://www.tc-hama.ac.jp/))に掲載する。

6 企画提案書の提出について

- (1) 企画提案書は、以下の書類をもって構成し、1部を提出すること。ただし、下記書類(イ、チ～フ)については事業所として1部とする。また、データを保存した記録媒体(CD-R等)を併せて1部提出すること。**なお、令和3年1月8日公告の企画提案募集において受託申請し、下記書類(チ～フ)のうち変更がない場合は添付資料の提出を省略可とする。**

その他、福島県立テクノアカデミー浜校長が必要と認める場合において、必要な書類の提出を求める場合がある。

- ア 質問書(様式1)(質問がある場合)
- イ 令和3年度委託訓練受託申請書(様式3-1)
 - ー1 令和3年度委託訓練受託参加要件確認書(様式3-2)
 - ー2 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3-3)
 - ー3 役員一覧(様式3-4)
 - ー4 講師名簿(様式3-5)
- ウ 令和3年度委託訓練企画提案書(様式4)
- エ 訓練実施施設の概要(様式5)
- オ 委託訓練コース要素別点検表(様式6)
- カ 科目担当講師名簿(様式7)
- キ 委託訓練カリキュラム(様式8)
- ク 訓練日程(様式9)
- ケ 使用教材及び目標資格一覧表(様式10)
- コ カリキュラム内容・指導方法等に対する提案(様式11)
- サ 就職支援の取り組みに対する提案(様式12)
- シ 職業訓練の実績と障がい者の受入れについて(様式13)
- ス 企業実習実施事業所計画一覧(様式14)
- セ 企業実習実施事業所の概要等(様式15)
- ソ 費用見積書(様式16-1~4)
- タ 託児サービス提供機関に対して自治体が交付した証明書等(写)
(託児サービス付加コースを提案できる場合)
- チ 訓練で使用するソフトウェアの使用許諾契約書等(写)
(訓練にパソコンを使用する場合)
- ツ 雇用保険適用事業所設置届(写)(設置届けを提出している場合)
- テ 職業紹介の許可・届出を証明する書類(写)
(許可を受けている又は届出を提出している場合)
- ト 法人登記簿謄本(写)又はそれに類するもの
※現在の状況がわかるもの
- ナ 実施施設紹介パンフレット等

- ニ 施設案内図・配置図（災害時の避難経路が明記されたものを含む）
- ヌ 訓練実施施設に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等（写）
 - ※現在の状況がわかるもの
- ネ 講師の資格・免許証（写）
- ノ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務所等）
 - なお、教室の写真は実際に訓練できる状況にある状態の写真とする。
- ハ 職業訓練サービスガイドライン研修修了または ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）【2018年12月廃止、認証から3年間有効】の取得を証するもの（写）
- ヒ 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定証（写）
 - （認定を受けている場合）
- フ 託児サービス提供機関のパンフレット等
 - （一般利用者の費用等がわかるものを含む）

(2) 提出期限

令和3年3月9日（火）17時まで

(3) 提出先

福島県立テクノアカデミー浜

(4) 提出方法

直接持参するか、郵送（提出期限日必着）のいずれかの方法で提出すること。

郵送の宛先は下記のとおりとし、「令和3年度委託訓練企画提案書類在中」と明記すること。

〒975-0036
 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112
 福島県立テクノアカデミー浜 教務課 経営企画担当 宛

(5) 提出に当たっての留意事項

- ア 資料No.4「企画提案書の作成にあたっての注意事項（再募集）」に基づき、企画提案書を作成し提出すること。
- イ 企画提案書は、受託を希望する訓練科が実施可能であるか十分検討して提出すること。
- ウ 直接持参し提出される場合の受付時間は、提出期限までの平日の10時から17時までとする。
- エ 提出された企画提案書の内容変更及び再提出はできない。
- オ 提出された企画提案書類の返却は行わない。提出後辞退（無効の申し出）をした場合も同様とする。
- カ 提出された企画提案書類は提出者に無断で使用せず、記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- キ 応募にかかる費用はすべて提出者の負担とする。
- ク 障がい者委託訓練事業については、離職者等再就職訓練事業（知識等習得コース）に含めて訓練事業を実施するものとし、障がい者委託訓練事業の企画提案書の提出は必要としない。
- ケ 訓練会場が同一教室であっても、複数のコースを申請することは可能とする。ただし、同一教室で訓練期間が重複するコースを申請する場合は、重複するコースのうち1コースのみが受託可能となるが、企画提案者がコース選択をすること

はできない（「7 委託先候補者の選定」を参照のこと。）。

7 委託先候補者の選定

(1) 委託先候補者の選定

本校に設置する「企画提案審査会」において、提出された企画書をもとに参加要件及び訓練基準を満たしている企画提案者について（2）の項目について提出され訓練科ごとに審査を行う。この他、過去の委託訓練における訓練受講生のアンケート結果等を加味する場合がある。また、審査の実施にあたり、本校職員が実態調査を行う場合がある。

なお、「企画提案審査会」は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受付しない。

(2) 審査項目

①訓練環境（基本条件、教室設備、福利厚生、運営状況等）

- ・運営体制は整っているか
- ・施設・設備は整っているか
- ・指導体制は整っているか 等

②訓練内容（訓練カリキュラム、訓練内容等）

- ・訓練目標と仕上がり像、訓練カリキュラムの関連が適当であるか
- ・訓練カリキュラムに独自の工夫があるか
- ・指導方法、使用テキスト等、訓練効果が得られるものであるか
- ・その他創意工夫した点について適当であるか 等

③就職支援環境等（就職支援体制、就職支援内容、就職率等）

- ・就職支援体制は整っているか
- ・訓練中の就職支援の取り組みについて適当であるか
- ・訓練修了後の就職支援の取り組みについて適当であるか
- ・その他創意工夫した点について適当であるか 等

8 企画提案審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

令和3年3月23日（火）

※企画提案した提出者に対し、書面により結果を通知する。

9 その他

(1) 契約については、以下のア～オの「契約書（案）」により締結することとし、訓練実施が確定した後、見積書を徴取し、令和3年4月以降に順次、契約を締結する。

ア 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）・・・・・・・・資料No. 7-1

イ 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
・・・・・・・・資料No. 7-2

ウ 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）年度またぎコース
・・・・・・・・資料No. 7-3

エ 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）・・・・・・・・資料No. 7-4

オ 障がい者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）・・・・・・・・資料No. 7-5